

而して内規ノ実施等之ニ至リテ彼等ハ亦何レモ俾上
事。 (注) 解散撤回ノ形トシ

其後抗ハ末期々々ノ一般抗夫ト如キ者無ク之依ル
事案ハ皆業カト思フ。

如クノ取上常夫トシテ手續交送セヨト、世院ト思フ事知
コトシ (注) 抗債)

中書良

其後之者社カ夫ト曰ク曰ク、抗者者何ノ理カモ
付リテトシテ旧曆ヲ種々考カ公体リテナイトイケン
ト云トテ諸君ト協議上現利等ノ旧曆ノ考カ付
付付リトシテ院ニ般ト云テ協会上決之ニ迄テ抗債
ト云テ置テ外トシ (其ノ抗債)

上ノ諸君ノ前叙ノ如クシテ如何ノ除キ他ノ全部抗債也
之ノコト也。

要則

要則事項一

1. 労働時間短縮

但抗内労働ハ一般抗外労働ナリ。

2. 賃金/働上

抗内尖山夫 二五〇の位 抗内後山夫 二〇〇の位上

抗外夫 一五〇の位上

3. 七日以内ノ現金給与、重要事項ト

(毎ノ) 稼働セテノ内ノ手当付テモトテ毎々支給シ

支給中モ依リ日用品ノ供給等ノ為ニ必要ノ物等ヲ